

第2回大阪市路上喫煙対策委員会 会議録

1 日 時 平成19年5月16日(水) 午前9時30分～午前10時45分

2 場 所 大阪市役所 P1 会議室

3 出席者

○ 委員 (敬称略)

- 委員長 鬼追 明夫 (弁護士 [なにわ共同法律事務所])
委員長代理 松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授(憲法・環境法))
委員 坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)
〃 西岡 義治 (大阪市PTA協議会 会長)
〃 西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)
〃 花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)
〃 森田 昭信 (大阪市地域振興会 会長)

○ 大阪市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから第2回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況の報告でございますが、委員の皆様には全員ご出席いただいております。本委員会は、「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は全員のご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日の傍聴者は6名でございます。また、報道関係者も取材に入っておられますことを、あわせてご報告いたします。

それでは、議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいまから委員会の審議に入らせていただきたいと思います。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。また、本会は公開で行なわれておりますために、委員長の許可なく録音や撮影はできません。今日は撮影の申出はありませんか。

(事業部業務企画担当課長)

今日はございません。

(鬼追委員長)

わかりました。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議題の「路上喫煙禁止地区の選定について」でございますが、まず事務局からご説明をお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

(「第2回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

ただいまご説明のありましたことに関して、ご質問、ございますでしょうか。必ずしもご質問だけに限定はいたしません。何かご意見でも結構だと思いますが、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず、私から皮切りに。「重点啓発推進地区」は、条例上の根拠はないんですか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、ございません。

(鬼追委員長)

そうですね。どこを見ても、それは書いておりませんよね。そうすると、それは市の施策としてお考えになっていらっしゃるということですね。

(事業部業務企画担当課長)

はい、そうでございます。

(鬼追委員長)

いかがでしょうか。

(花嶋委員)

資料16ページに、「禁止地区の指定は一部の地域に限定すべきである」というのが真中にありますが、これはもう決まっていることなのではないでしょうか。とりあえず一部の地域から始めるべきだと思うのですけれども、最終的に例えば千代田区のように全区を目指すとか、やっぱりそれは無理だろうというようなことは、今後決めていけばいいのではないかなと思うので、ここで「禁止地区の指定は一部の地域に限定すべきである」としてしまうのはちょっといかがなものかなと思うんですけど。とりあえず一部の地域から始めようということではどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(鬼追委員長)

ごもっともなご意見だと思いますが、それについて市のお考えはいかがですか。

(事業部業務企画担当課長)

これは、この委員会でご議論いただくたたき台として市としての考え方を示したものでございまして、一部の地域を今回指定したらこれで終わりという考え方を持っているものではございません。

(鬼追委員長)

そうしますと、ここでお書きになっているのは、「禁止地区の指定は、さしずめ一部の地域に限定するのが妥当であろう」というニュアンスで受け取ればよろしいでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

はい。

(鬼追委員長)

それだったらよろしいですか。

(花嶋委員)

はい。

(鬼追委員長)

皆さん、いかがですか。それでは、そのような理解で、今後、議論を進めてまいりたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。この禁止地区の指定に先立つ選定は当委員会の最大の責務だと思いますので、どうか活発なご意見を頂戴したいと思います。

(坂口委員)

大阪市としては御堂筋を禁止地区に指定したいということですが、距離的にも長くなりますし、ポイント等を絞って制限をしてみたいとはいかがなものでしょうか。全線ではなくて、ポイントを絞って制限していただくようお願いしたいということですが。

(鬼追委員長)

というご意見が出ましたが、続けてご意見をお願いいたします。

(松本委員長代理)

私は、この禁止地区制定の考え方の基本はこれでいいのではないかと思うわけです。いくつかポイントがあると思いますけれども、今の坂口委員のご発言と関連して申し上げますと、明確性

とPR効果の点から考えますと、ポイントを絞りますと、明確性の点では欠けるところがあるのではないかと。それから、PR効果の点から申し上げても、御堂筋というのであれば、御堂筋全部というほうがPR効果は高いのではないかなと考えます。

(鬼追委員長)

もともと禁止地区というのは、重点啓発推進地区の一番純度の高いものだと私は考えておりまして、どこを禁止地区に指定するかということの市民に対する啓蒙的な役割を、私としては大変期待したいわけですね。それについての確な巡回などによって防止対策が実を上げていくなれば、もうほかは指定しなくてもいいだろうなあと。市民のモラルの向上とか自発的なもので持っていけるという効果も期待したい。御堂筋というのは、そういう意味では大変象徴的なところでありまして、まさにビジネスマンの行き交うところでもありますし、御堂筋なら御堂筋ということのほうがはっきりするのかなあと。先ほどおっしゃったPR効果ということから考えてもいいのではないかと感じがいたします。

(西田委員)

私も、基本的には、禁止地区についての考え方は、大阪市から説明がございました考え方でいいと考えておりますし、実施をしてみて、段階的に線を増やしていくという考え方も妥当ではないかと考えております。今、坂口様からご質問がございましたけれども、それに関連して、たまたま先日の新聞で、京都市で四条通と河原町通について喫煙禁止にするという記事が出ていたと思います。確か今月の議会に諮るという内容だったと思いますが、四条通というのは随分長いわけですね。八坂神社からずっと。京都の場合、四条通あるいは河原町通といった場合、相当の長い区間でどういう適用をしようとしているのか、もし教えていただければ、ここで議論する時の参考になるのではないかと考えます。

(鬼追委員長)

市当局は、そのことについての情報を得ておられますか。

(事業部業務企画担当課長)

ちょっと今、申し訳ありませんが、情報はございません。

(鬼追委員長)

京都市は、同種の条例を持っていましたっけ？ これから？

(事業部業務企画担当課長)

これからつくられるということです。

(西田委員)

5月の議会にかけるということで、新聞記事では、四条通と河原町通と書いてあったんですけども。

(鬼追委員長)

それはぜひ。まだ企画中でしょうけれども。

(事業部業務企画担当課長)

一度確認をさせていただいて決まっているようでしたらご報告させていただきます。

(鬼追委員長)

お願いいたします。

(森田委員)

皆様のご意見を聞いて、また資料も見ておるのですが、あんまり真剣に考えすぎではなからうかと私は思うんです。たばこをお吸いになる方の擁護のためにいろんな考えが出てはいますが、そう真剣に考えるべきではないのではないかと思います。

行政でこことここを第一段階として禁止区域にするという重点的なところだけやられて、また、これを全部やられても、おそらくいろんな意見が出てくるだろうと思うんですね。今ここにおります7人の委員さんは、いろんな角度から考えておりますが、広く大阪市全域を考えた場合、いろんな不測的なものも出てくるのではないかと思いますので、あまり真剣に考えると、私、何か意味がわからないようになってくるのではなからうかと思います。もうちょっとドライに考えて進めていったほうがいいのではないかと。あんまり神経的に考えると、奥へ行けば行くほど何か難しくなってくるのではなからうかと思います。

(西岡委員)

今、森田委員のほうからありましたが、奥へ行けば行くほど難しくなると思いますが、何もしないのいいかということも考えながら、やはり奥へ行くところには行かないと、現状でいいかということもあると思います。喫煙問題というのはかなり大きな問題になると思いますので、今は7人の委員ですが、そのあたりから発信という形をとっていきまして、その後でいろんな課題、いろんなことが出てくるとは思います、それも含めまして今後ずっと議論していくような形をとっていったほうがいいのではないかと。私の意見としては、そう思います。

(花嶋委員)

先ほどの森田委員のお話で、どういうご趣旨なのか。私が受け取りましたのは、確かに何とかの調査結果とかいうのではなく、どこか禁止するのだったらまずは御堂筋、特に大阪だったら御堂筋がいいかなというふうに受け取らせていただきました。そういう意味では、いろいろとデータのようなものは出ていますが、データから御堂筋というよりも、むしろ大阪だったら御堂筋。御堂筋で終わってしまわないようにするべきだと思います。というのは、御堂筋の両端には大きな集客地域がありますし、そこがやっぱり一番問題なのではないかと思っておりますので、まず御堂筋から始めましょう。実は私、昨日、御堂筋を北から南までずっと歩いてみたのですけれども、御堂筋は確かにやりやすそうだと。たばこを吸っている方もいらっしゃるけれども、1,000円と言われたら払いそうなビジネスマンの方がほとんどで、ごちゃごちゃ問題が起きそうな感じではない。ただ、逆に言うといつもやりやすいところからやられてしまって、何かかわいそうかなという感じもする。御堂筋の花壇の横のところにはベンチのような細工がしてあって、座れるようになっていますけれども、そこに座ってゆっくりたばこを吸っていらっしゃる方、確かにたばこ臭くてそれは嫌なんですけれども、緑陰でほっとしたいという方々がどこか行ける場所もちゃんと整備する。公が整備する必要があるかどうかは別として、それが新しいビジネスのチャンスになるかもしれません。何か規制することによって例えば新たなビジネスチャンスが生まれる。例えばコンビニ。御堂筋沿いでビルの前に灰皿が用意してあるのはコンビニだけだったので、コンビニの前で吸っている方もいらっしゃいますし、いくつかのカフェ、喫茶店は、何か決まっているんですかね。全部に「喫煙席〇席、禁煙席〇席」というのが外側から見えるように掲示してあったりするので、新たなビジネスチャンスにもつながるかもしれないなという予感はいました。

もう1つ、この委員会と関係あるかどうかはわかりませんが、御堂筋を見て一番汚いのは放置自転車であって、そこには大阪市の「禁止地区」という看板も立っていて、「撤去し

ますよ」と書いてあるにもかかわらず、大量の放置自転車があって、そのほうがよっぽど問題だなど。ああいうふうに施策を立てていらしても、うまく回っていないということもあるので、今回のこの路上喫煙についても、なるべくうまくいくように。かつ御堂筋で吸わない人が増えたら万々歳ではなくて、大阪市の全域で危険が下がったら万々歳なので、御堂筋の人が嫌がって逃げたてしまっておしまいではなく、御堂筋みたいになったらいいなと思えるようなやり方をとっていないと、御堂筋だけ吸わなくなって、裏の筋にたばこを吸う人が逃げていったというような形にならないようにしていただきたい。だから、とりあえず今回は御堂筋でやって、その次、どうやっていこうかというある種ロードマップみたいなものも、ここである程度議論できたらなど。それと、うまくいかなかったら、うまくいかなかったということを認めて撤退するというのも1つかなど。うまくいかないままずっとやり続けるのではなく、この施策はうまくいかなかったのでやり方を変えてみましょうとか、禁止地区を変えてみましょうという方法も考えなければいけないのではないかな。やる前からうまくいかないことを考えるのもなんですけれども、そのぐらい柔軟に市全体での歩行喫煙が減るような施策を考えて、せつかくこういう委員会を設けていただいたので、そういうふうに柔軟に取り組めたらなど、昨日歩いてみて思いました。

(鬼追委員長)

どのあたりが自転車が多いですか。

(花嶋委員)

もう全域多いです。全域、北から南までずっと多いです。南のほうもひどいです。ちゃんと大阪市の看板が立っている。「この地域は指定地域です」とか「撤去します」とか。ないのは、いくつかのホテルとか商業ビルとかで独自策をとっていらっしゃるところ。ここに置いたら撤去しますよとか、置かないでくださいというポールとか看板とかを立てていらっしゃるところはないですけど、その看板の横にはまた放置自転車がたくさんある。

(鬼追委員長)

自転車に関しては条例があるんですか。

(事業部業務企画担当課長)

ございます。

(鬼追委員長)

そうすると、今のお話では、必ずしも実効性が上がっていないというお話だけど、この問題は我々の委員会も他山の石にしなければいかんと思うんですね。私、前から考えているのですが、ポイ捨てだってほとんど実効性が上がっていない。やるのなら、やっぱりやらなきゃいけないのではないかという感じで、そういう轍を踏まないように、特にこの委員会としてもしっかりしなければいけないと思いますし、市のほうにも格別なご配慮をお願いしなければいけないと思いますね。

(西田委員)

確かに禁止とかいうことをする一方で、マナーの向上については引き続き取り組んでいく必要があると思います。マナーとかモラルの向上といった場合に、路上喫煙の問題だけではなくて、その他の事柄もあわせてやっていく必要があるだろう。それによって、「大阪は美しいところですよ」とか、「安全ですよ」とか、「安心してすごせますよね」という情報を内外に発信していく必要があると思うんですね。

たまたま私たちの団体では、地域の住民の方、また行政の方と連携をして、例えば放置自転車は積極的に取り組もうと思っておりますけれども、あとは落書きですね。これについては、割れ窓理論ということで、大阪市さんともいろいろ連携をさせていただいて、キタとかミナミのアメリカ村とかで実施させていただきまして、イタチごっこのようなところもございますけれども、かなり効果を上げているという状況でございますので、あわせてこういった路上喫煙対策を今後実施していくに当たって、やはりできるだけ多くの地域の皆さん方のご協力を得ていくような仕組みづくりが不可欠ではないかなと思います。

(鬼追委員長)

おっしゃるとおりだと思います。皆さん方から大体ご意見をおっしゃっていただきましたが、なおご意見がございましたらどうぞ。

(松本委員長代理)

先ほど、この問題は奥に行けば行くほど難しいのではないかというご意見がありまして、私も実はそういうふうに思うわけですが、それはなぜかなあということをちょっと考えてみました。そこにはいくつか理由があるのではないかと思います。

まず、1つは、路上喫煙を法的に禁止するということに対する基本的なとらえ方に真っ向から反するような考え方があることです。一方において、路上喫煙の禁止というのは確かにやむを得ないのかもしれないけれども、基本的にはそういうことはやるべきではないんだ、喫煙というのは基本的には個人の自由の問題であって、それは社会道徳に任せるようなことで、自治体が公的権威あるいは公的権力のもとに規制するべきものではないんだという考え方を持ってこの条例をとらえていらっしゃる方々がいると思います。一般市民の皆さんも含めてたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。他方で、それとはまったく逆に、路上喫煙は公衆道徳の問題としてはもちろん、同時に公的に規制されて当然のことなんだと思っておられる方々も、やはり市民の方も含めてたくさんいらっしゃるわけですね。

基本的なとらえ方が真っ向からぶつかっている以上、話が細かく具体的になればなるほど、意見の違いが顕在化してくるのはやむを得ないのではないかと。この問題には、場合によれば、まさに哲学と申しますか、人生観のぶつかり合いみたいなどころがあるのではないかと申すわけですね。ですので、そのことを頭の中に入れてながら我々は議論せざるを得ないのだと考えます。

それから、もう1つ。この条例を読みますと、その趣旨、目的が多様でありまして、いろんなことをこの条例によって達成しようとしているように見えます。先ほど花嶋委員がおっしゃったことの1つは、まちの美化とかポイ捨ての防止という考え方だったと思いますが、確かにまちの美化といった事柄がこの条例の目的になっています。他方で、私なんかがこの条例の目的として重要だと思っているのは安心・安全のほうで、たばこは火がついたものでありますので、人が密集した地域の中で人に危害を加えるおそれがある状態があるということが非常に危険であって、それを防止するのがこの条例の非常に重要な目的だと考えております。そのさまざまな目的のどこに重点を置くかというところで意見が分かれてくると申しますか、変わってくるのではないかと思います。

おそらく、具体的な議論をすればするほど、重点の置きどころの違いというものが意見の差になって現われてくるのではないのでしょうか。それが奥へ行けば行くほど難しくなる原因ではないかなと想像するわけですね。特定の立場、あるいは特定の見方にコミットしてしまえば、この問題は非常に単純ですけれども、いろんなことを考えると、難しくなるのはやむを得ないのではないかと考えます。

(森田委員)

これは、やはり罰金制度で1,000円いただくというから、こんなに難しく考えなければいけな

いではなかろうかと思えます。市民全体が、いろんな団体を通じて、路上の喫煙をやめようとか、たばこをやめようというPRをいろんな面でしていったら、たばこを吸っていること自体が何か恥ずかしいという気持ちになったら減っていくのではないかと。私、この1,000円を徴収される方とのトラブルがものすごく起きるのではなかろうかと思うんですけど。払う人も取る人も考えられないようなトラブルが起こってくるのではなかろうかと思うんです。だから、1,000円を取らずに、何とか市民の皆さん方がそういうことを認識するような方法を考えていったらどうかと思えます。

それと、先ほど先生がおっしゃってありました自転車の問題ですが、本当にハエを追うようなもので、自転車を回収に来られている方は、環境局の方、あるいは建設局ですね。来るたびに本当に大きな車に自転車が一杯で、撤去されても2,500円を払って取りに来られない方が本当に多くて、私も「自転車の置き場はないですかね」と高齢者の方からよく言われるんです。本当にハエを追うようなもので、いくらやっても自転車の放置は絶えない。そうかといって、ほっておくと、駅前とか道路がどうにもいかないような状態になる。本当にこの問題も困ったものだと思います。

そういうことで、罰金制度ももうちょっと考えないといかんのではなかろうかと思えます。これは私の個人的な意見でございますが、トラブルが起きて大変なことになることもあるのではなかろうかと思えます。こういう言い方をしては悪いですが、たばこを吸って道路を歩き来している人は割合こわもての人が多様な気がしますので、罰金を取りにいかれたら困るのではないかと思うわけでございます。

(鬼追委員長)

ということで、大変難問であることは間違いないと思えますが、いかがでしょうか。その前に確認しておきますが、御堂筋の例えば北の端はどこになりますか。南の端はどこになりますか。それから、東西の広がりですね。車道、歩道は含むのでしょうか、そこから少し入ったら、これは御堂筋とは言わないのかどうか。そのへんをご説明をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

より詳細な地図で、大きい方向性としてここでご理解いただくということであれば、次回に出したいと思っておりますけれども、さっきの明確性の観点からも、御堂筋から横に広げていくという考え方は原則的には持っておりません。ただ、私どものこの市役所は、率先垂範の意味もご

ございますので、若干その周辺ということは考えたいと思っております、そのへんは次回に地図ではっきりわかるようにお示ししたいと思います。

なお、御堂筋というのは、私どもの考え方としましては、明確性という観点から本当に御堂筋と言われているところを考えております。北が曾根崎警察横の阪神百貨店との間のところまで、南は高島屋の前までとなっております。次回に詳しくご説明させていただければと思っております。

(鬼追委員長)

ということは、この問題についての委員会としての結論は次回でよろしいということでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、それも見ていただいてということで。

(鬼追委員長)

ということでありまして、今日の皆さん方のご意見をそれぞれよくお考えいただいて、次回に結論を出すということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」という声あり)

(鬼追委員長)

では、ひとまずこの問題について区切りをつけたいと思いますが、よろしゅうございますか。
では、その他のところに移りたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(参考資料説明)

(鬼追委員長)

今の資料説明、特にご質問等ございませんでしょうか。

(森田委員)

このアンケート調査によりますと、「我慢する」とか、いろんなご苦勞をなさってたばこを吸っておられると思うんですよ。「我慢する」という答えが出るのだから、たばこをやめたらいいと思うんです、我慢できるのだから。「ポイ捨てをしない」というのも72.9%ですか。こんなに多い人がポイ捨てをしないという感覚を持っておられるので、みんなが一体となって我慢したらいいのではないかと思うんですけどね。

個人的なことを言うのですが、私の会社の隣に弟が住んでいて、病院に入っている時はやめたのが、また依然として吸っていますが、家の中では一切吸わないんですね。外へ行って寂しそうに吸っている。家で叱られるからでしょうね。我慢が足りないんですね。

みんなお互いに我慢したら、全部がうまくいくのではなかろうかと私は思いますけどね。

(鬼追委員長)

市に質問ですが、重点啓発推進地域の指定をして、市民あるいは団体等の協力を求めているか。それはいつごろからアクションを起こされるご予定になっていますか。

(事業部業務企画担当課長)

ここでご答申いただきまして、それから速やかにと考えております。

(鬼追委員長)

禁止地区の答申をして。

(事業部業務企画担当課長)

喫煙場所の中間答申をいただきまして、その後、この啓発重点地域についてご議論をいただきまして、その答申の内容に合わせてということで考えておりますので、前回のスケジュールでいきますと、年内ぐらいはご審議に時間がかかるだろうということになりますので、年が変わって来年あたり。ちょっと予算にかかわることもございますので、現時点で一概に申し上げられませんが、

(鬼追委員長)

先ほど来のご議論をうかがっておりますと、いろんな考え方、あるいは利害関係の対立、相克

の中でこれを決めていかなければいけないということですから、市として、啓蒙方針といいましょうか、啓蒙活動は大体こんなことを考えていますと。つまり、禁止地区の指定をして、10月1日から発効ですよ。その間、かなりの周知期間で、その間にどれだけ啓蒙活動を行なうか。市民の皆さん方、特に喫煙をなさる方に、「これはしょうがないな。市もここまでやってくれているな」と理解を得る非常に有力な手段だと思いうんです。そういったご予定とかご計画も次回にはご説明いただいて、皆様方の禁止地区の指定等に関するご議論の参考にさせていただければと思うので、よろしくをお願いします。

(事業部業務企画担当課長)

はい。

(鬼追委員長)

まだまだ予定された時間がございますので、皆さん方、ご意見なり、当局へのご要望なりをお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(花嶋委員)

先ほど西田委員から京都の話が出ていましたけれども、大阪もやっている、東京の千代田区は有名だと。そうすると、遠い将来には、できればあそこもやっている、ここもやっている、だから繁華街でたばこを吸ったらここも禁止地区かもしれないみたいな雰囲気在全国に広がって行って、そこまで広がっていけば国も動くかもしれません。少なくとも京阪神の近隣の主要な地域でどういうふうに規制されているか、条例がかかっているか、またかけようとしているかという動きですね。

あと、大阪は昼間人口と夜間人口の差が激しいので、周辺の、いわゆる昔ベッドタウンと言われていた自治体がどういう条例になっているか。私も地元がどうなっているか知らないのですが、それを少しきっちり調べていただいて、今後、連携をとっていくということが重要になってくるのではないかと思いますので、それを調べていただけたらと思います。

(鬼追委員長)

いわゆる大都市でいくつありましたかね。

(事業部業務企画担当課長)

いろんな形の条例がございまして、大なり小なり取り組みはありますけど、罰則はあるけれども過料を取っていないところがかかなり多ございまして、過料を現在徴収しているところは、札幌と千代田区、それから名古屋市と広島市。これが、条例で 1,000円または 2,000円の過料を実際に徴収されています。そのほか、歩きたばこに関して何らかの規制なりをしているところはたくさんございますので、次回にそのへんの資料も付けさせていただきます。

(鬼追委員長)

大阪周辺の、いわゆる県都と言われるようなまちは、どこも持ってないですか。例えば奈良とか大津とか和歌山とか。神戸は持っていますかね。

(事務局)

神戸市が、ポイ捨て条例のなかで、一部地域を限定して規制していると聞いています。

(鬼追委員長)

周辺の状況からすると、まだお寒い限りですか。
ほかにいかがでしょうか。

(西岡委員)

ちょっとお聞きしたいことがあります。喫煙問題だけではないと思うのですが、たばこの税制というのがあると思います。実際に喫煙の方が減る場合に、税制問題がどういう形で市民の皆さんにかぶさってくるかというのも、1つ議論の中に入っていないかと思えます。今は、場所を決めて、そこを喫煙禁止地域にしようというのから、最終的には喫煙の数が減るとい形になってくると思えます。その時に、税制問題が市民の皆さんにどういう形で返ってくるかというのが心配事の中にもあると思えますし、たばこ商の方を擁護するのではないですけども、やはりそれで生計を立てている方もいらっしゃるということもありますし、そういうこともいろいろ含めて考えていかなければならないことがあるのではないかと思われます。

(事業部業務企画担当課長)

私ども、この条例で過料を徴収するに当たりまして、すでに先行している都市に、実際に条例

をつくって過料を徴収し始めたことによる税収の変化についてお尋ねしたのですけれども、条例に伴う過料徴収が原因で税収が有意に減ったということは言えないとどこの都市もおっしゃっています。実際にこれによってたばこを買い控える方が急激に増えるということはないだろうと、私どもは考えております。むしろほかの要因、たばこが値上がりになったとか、全体的な禁煙の傾向とか、そんなことはあると思いますが、条例による規制の影響というのは今のところ見られないと聞いております。

(鬼追委員長)

そうですか。判定をするのは、なかなか難しいですね。因果関係が定かではないですもんね。

この委員会の進め方に関してでも結構でございます。何事によらず、この問題に関連する限りどんなことでも結構でございますが、ほかに皆さん方からご意見はございませんでしょうか。

私どもは、せつかく審議会がこういう条例を制定なさいまして、市のリードのもとにやっておりますが、やはり実効性あらしめなければいけないなど。その実効性というのは、モラルの向上だと。大阪は、そういう意味では、いろんな面で市民的なモラルがそう高くないと言われているのは大変残念でございますが、市も今回はかなり力を入れていただいていると思いますので、どうか皆さん方にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

(坂口委員)

今、西岡委員から発言がございました税収のことですが、申し上げますと、大阪市の税収のうちの4%を、我々、たばこ税として納めております。その4%が何%か下がるかもわかりませんが、モラルは絶対必要だということで大阪市がやられる条例でございますので、たばこ屋さんはまったくこの条例に反対はしておりませんが、できうる限り、先ほども発言させていただきましたように、ポイントを絞って禁止地区を設けるようにしていただけないかということでございます。以上でございます。

(鬼追委員長)

技術的にいろいろ問題もあると思いますね。「線」でいった場合、その線をぶつぶつと切ってやるのがいいのかどうかという問題などもあるかと思いますが、そのへんは次回までに皆さん方によくお考えいただきまして、結論を出したいと思っております。

(花嶋委員)

今回、御堂筋にしようということで、ここがうまくいって喫煙者を追い出して終わりという話ではなくて、自分の地域もこういうふうにできたらいいなという効果が出るようにしたらよいのではないかと。

単に規制をかけるというだけではなくて、例えば喫煙する人にとって楽しく喫煙できるような喫煙場所のマップみたいなものをつくるか、カフェみたいなところで空気清浄機と一緒にあったような空間をつくるか、あるいはもっと大がかりに、単なる思いつきですけれども、例えば御堂筋のベンチのところに吸引口をつけて、横の街路樹の土の下から空気を浄化して外へ出すというような、実はなんでもないように見えて大がかりな仕組みをつくるか。何もしなくて喫煙禁止だけをして、さあ、そこで減ったぞ、だけど本当は喫煙する人たちが隣の通りへ逃げただけという形ではなくて、自分たちの地域の通りもああいう形にしたいなと。人がもっと寄ってくるような、例えば小さい子を連れていたら御堂筋を通ろうとかいうような、みんながそうしたくなるような施策を打っていかねければ、実効が上がらないのではないかと。

よそのことを言うようでなんですけど、自転車の話も、「だめですよ」というだけではなくて、ここで言うことではないかもしれませんが、あんなにたくさんいないので、あちこちで乗ったり返したりできるようなレンタルの仕組みを考えるというふうに、今までとは違うこと。「禁煙だからだめだよ」という施策をとりがちですけれども、そうではなくて、新しい仕組み、喫煙する人も、あまり体にはよくないけれどもそれなりに楽しめる、吸わない人にはもちろん害が及ばないような新しい仕組みがつくれたらいいのではないかと。行政がやれとは言っていないんですが、そういうのを誘導する方法ができればと思います。

そうでないと、最高に頑張っても「御堂筋は禁煙です」で終わってしまって、大阪市内全体が一番困っている、子どもが危ないような地域での歩行喫煙の率が下がらなければ、結局のところ何の意味もないと思いますので、まず御堂筋で成功することが必要なのではないかと。日本だけではなく海外とかでそういう街路のつくり方みたいところで事例がありましたら、お調べいただけたらと思います。

(松本委員長代理)

今のお話とちょっと関連して意見を申し上げたいのですけれども、先ほど実効性の確保の問題というお話が出ましたが、私も、この条例を施行した以上は、条例の実効性が確保されることが極めて重要であると感じています。条例はつくったけれども、条例があるだけで、実際にその趣

旨、目的が達成されていない状態が続くとすれば、それは望ましくないというだけではなくて、場合によったら逆効果です。せっかく条例をつくっても条例が無力であるということをさらすだけの結果になることは、絶対に避けなければならないと思います。

その際、実効性を確保するという時の実効性の中身ですけれども、これには2つレベルがあると思うんです。1つは、狭い意味での実効性確保でありまして、要するに禁止地区内で確実に路上喫煙をなくすということだと思います。禁止地区内で路上喫煙が行なわれているという状態が目に見えて減る。最終的にはゼロになるということが非常に大事だし、そのことが狭い意味での実効性確保だと思うんです。しかし、今、花嶋委員がおっしゃったように、禁止地区内で路上喫煙はなくなったけれども、そこでこれまで吸っていた人がすぐ隣に移っただけだとすると、これは実効性が上がったと言えるか、別の非常に大きな問題を引き起こしたばかりではないかということにもなりかねないわけですね。その意味で、条例の実効性というのは、広い意味ではマナー全体の向上だろーと思います。

この条例は、決してたばこを吸うなど言っているわけではないと思うんですね。問題はマナーをきちっと守るということでありまして、喫煙者を単純に禁止地区から隣の路上に移すことを目指しているわけではなくて、全体としてのマナーを向上させることがこの条例の趣旨・目的でありますから、今言った2つのレベルの実効性を同時に確保する必要があるだろうと考えます。

(花嶋委員)

できれば禁止地区ではない地域で、それも小さいお子さんが歩いているような地域で、路上喫煙の率について継続的に測っていく。今の状態がどうで、路上喫煙の禁止の過料を始めたら、急には変わらないとは思いますが、多少変化があったのか、なかったのかというようなこと。そんなに頻繁でなくてもいいですけれども、例えば5年たってみたら路上喫煙の人が3%から1%に落ちたよというようなことがあるのか、ないのか。

特に今回、マナーとかに関するものなので、あったと言えればあったし、なかったと言えればなかったみたいなことにたくさん予算をつぎ込むのはいかがなものかと思うので、効果がなにがしかあったかどうかというのを何らかの指標で明らかにして、もしうまくいっていなければ方法を変えるか、あるいはこれをやめるかということも考えていかないといけないのではないかなと思います。

(鬼追委員長)

いろいろ宿題がたくさん出ておりますが、どういう方法で継続的に調査をしていくかということも含めて、ひとつお考えいただけませんか。非常に大切な視点だと思います。実効性を測るという意味においても、何かを言えなければ何の意味もないわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

ほかの皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。

(傍聴席から発言を求める声あり)

(鬼追委員長)

委員会としてちゃんとしめくりをつけたいと思います。これで閉会したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、閉会させていただきます。大変ご苦労さまでございました。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。

次回の委員会につきましては、5月29日午後2時からの開催でございます。場所としましては、この会場を考えております。また具体的ご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午前10時45分